

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援が受けられるよう住民税非課税世帯に対して給付金を支給します。

■支給対象者 以下の①または②に該当する方

①基準日（令和3年12月10日）において、世帯員全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税非課税世帯）※生活保護世帯も含まれます

②新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯（家計急変世帯）

※いずれの場合も、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象となりません。

■給付額 1世帯あたり 10万円

■申請方法

1. 住民税非課税世帯

支給対象に該当すると見込まれる世帯へ、支給案内と確認書を郵送していますので、確認書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で返送期限までにご返送ください。受理後、2週間程度で確認書に記載している口座へ振り込みます。

2. 家計急変世帯

町民課窓口にて備え付けている申請書（郵送でお送りもできます）により、申請が必要です。申請時に住民登録のある市町村に申請してください。

申請には、令和3年1月から令和4年9月までの間で、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入額が住民税非課税相当まで減少したことがわかる書類（給与明細書や確定申告書等）の添付が必要となります。

世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1ヶ月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によらない収入の減少は対象外です。

令和4年度住民税の課税後に申請する場合で令和4年度住民税が課税となった方は、令和3年1月から12月の任意の1ヶ月を算定に使用することはできません。

例：時給・日給で働く方で、新型コロナウイルス感染症の影響で労働時間・日数が減少し収入が減少した方。

緊急事態宣言やまん延防止措置により、店舗等を休業し、営業所得等が減少した方など。

※課税世帯となる年間給与収入の目安

| 扶養している親族等の数 | 非課税相当収入限度額 |
|-------------|------------|
| 0名 | 93.0万円 |
| 1名 | 138.8万円 |
| 2名 | 168.0万円 |
| 3名 | 209.7万円 |
| 4名 | 249.7万円 |

■返送・申請期限

1. 住民税非課税世帯 5月9日（月）まで

2. 家計急変世帯 3月1日（火）から9月30日（金）まで

詳しくは町ホームページまたは役場町民課住民グループ福祉年金担当窓口までお問い合わせください。

■お問い合わせ

町民課住民グループ ☎01392-2-3131

建設工事・委託業務契約結果

町が発注した建設工事・委託業務などの契約結果をお知らせします。工事期間中、現場のみなさんにはご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。（令和4年1月16日～令和4年2月15日 入札執行分）

| 工事・委託業務名 | 工事・業務箇所 | 業者名 | 請負価格 (予定価格) | 落札率 | 契約期間 | 備考 |
|--------------------|---------|---------|----------------------------|-------|---------------------------|----|
| 吉堀頭首工取水ゲート 取替工事 | 字 大川 | (株)清水工業 | 3,520,000円 (3,619,000円) | 97.3% | R 4. 1. 25～ R 4. 3. 30 | |

■お問い合わせ 総務課総務財政グループ ☎01392-2-3131 ※金額はいずれも消費税込みです。